

令和6年度 第1回 こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会 会議録

1 日時

令和6年7月16日（火）午前10時～12時

2 場所

大阪市役所屋上 P1 共通会議室

3 出席者

（委員）農野部会長、遠藤委員、荒井委員、北委員、河野委員、栗野委員、黒井委員、大島委員、藤井委員、古賀委員（web 出席）

（関係者）永倉氏、安田氏、枝村氏

（大阪市）松村こども青少年局子育て支援部長、久保こども青少年局企画部こどもの貧困対策推進担当課長、一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長、寺田こども青少年局子育て支援部管理課長、久山こども青少年局子育て支援部こども家庭課長、高野こども青少年局幼保施策部幼稚園運営企画担当課長、牛尾こども青少年局幼保施策部幼保利用担当課長、稗田福祉局生活福祉部地域福祉課長、笹部福祉局生活福祉部保護課長、片桐健康局健康推進部健康施策課長、西田市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課長、浅井市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課長、吉田市民局人権啓発・相談センター所長、小原都市整備局企画部住宅政策課長、西田都市整備局住宅部管理課長、武井教育委員会事務局指導部教育活動支援担当課長、南野淀川区役所生活支援担当課長、小西住吉区役所保健福祉課長

（傍聴者）なし

4 議題

（1）令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査結果及び「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく事業実施評価について

（2）「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和7年度～令和11年度）」について

5 議事録

（大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理）

定刻になりましたので、ただ今から、「令和6年度第1回こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、事務局を担当いたします、こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の大塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に委員の皆様方をご紹介します。

手元の資料1の名簿をご参照ください。

名簿順にお名前をお呼びいたしますので、着席したまま一言お願いいたします。

まず、専門委員の皆様です。

常盤会短期大学学長の農野寛治委員でございます。

(農野部会長)

農野です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、関西福祉科学大学社会福祉学部福祉創造学科教授の遠藤和佳子委員でございます。

(遠藤委員)

遠藤です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、大阪商工会議所中小企業振興部部長兼経営相談室長の荒井慎一委員でございます。

(荒井委員)

大阪商工会議所の荒井です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会 会長の北玲子委員でございます。

(北委員)

よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会事務局次長の河野圭司委員でございます。

(河野委員)

河野です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、大阪市民生委員児童委員協議会副会長の栗野 太一郎委員でございます。

(栞野委員)

栞野です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、大阪市児童福祉施設連盟 母子生活支援施設部会 会長の黒井智美委員でございます。

(黒井委員)

リアン東さくらの黒井です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、大阪労働局職業安定部職業対策課課長補佐の大島淳委員でございます。

(大島委員)

大阪労働局の大島です。本日はよろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、大阪弁護士会弁護士の藤井恭子委員でございます。

(藤井委員)

藤井です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長の古賀貴子委員でございます。

(古賀委員)

古賀でございます。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

次に、関係者の皆様です。

まず、大阪労働局職業安定部職業安定課の永倉あかり課長補佐でございます。

(永倉氏)

永倉です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、一般社団法人おおさか人権ネットワークの安田幸雄代表理事でございます。

(安田氏)

安田です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西の枝村たつ江理事長でございます。

(枝村氏)

枝村です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

こども・子育て支援会議条例第9条の規定により、部会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとされています。

本日は、過半数の委員がご出席いただいておりますので、本部会が成立すること及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申しあげます。

なお、本会議中の映像と音声につきましては、記録させていただきますのでご了承ください。

続きまして、庁内プロジェクトチームである、ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチームの構成員につきましても、会場及びwebにて参加しております。

時間の関係上、1人1人の挨拶は控えさせていただきますが、構成員につきましては、資料1の裏面に記載しておりますのでご参照ください。

それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の松村よりごあいさつを申しあげます。

(松村こども青少年局子育て支援部長)

こども青少年局子育て支援部長の松村でございます。

会議の開催にあたりましてご挨拶申し上げます。

本日は委員の皆様方におきましても公私ともに忙しいところ本こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

また常日頃よりよい家庭等への支援策の推進にお力添えを賜りますこと、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

さて本市ひとり親自立支援施策の基礎となります自立促進計画につきましては、令和2年3月に策定しておりますが今年度で計画期間の最終年度を迎えております。

そのため後ほど説明いたしますが、本部会につきましては今年度に本日を含め、都度3回

の開催をしていただきまして、次期計画に関してご審議賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして新たな計画策定に向けまして昨年度に実態調査を実施しておりますが、経済状況等ですね、ひとり親家庭で厳しい状況が見て取れる結果となっております。

本日は調査結果の報告であったり、現行計画の進捗状況、そして今後の方向性等についてご説明させていただき、ご議論をお願いしたいという風に考えております。

ひとり親家庭等に対する自立支援施策がより充実したものとなりますように一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、本日は忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

それでは、次にお手元の資料の確認をお願い致します。

1枚目は次第でございます。

次に、資料1「こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会 委員名簿」と書かれたA4 1枚物の資料、続きまして、資料2-1「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）の概要」と書かれた同じくA4 1枚物の資料、続きまして、資料2-2「調査結果の概要及び現計画に基づく事業実施評価」と書かれたA4左側2箇所をホッチキス留めしている資料、続きまして、資料3-1「次期計画策定スケジュール」と書かれたA4 1枚物の資料、続きまして、資料3-2「「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和7年度～令和11年度）」について」と書かれたA4左上をホッチキス留めしている資料、続きまして、参考資料1「令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査結果報告書」と書かれたA4サイズの冊子、続きまして、参考資料2-1「「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」関連施策 進捗状況」と書かれたA3左上をホッチキス留めしている資料、続きまして、参考資料2-2「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）の3つの指標について」と書かれたA4 1枚物の資料、以上、不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、1つ目の議題に移りたいと存じます。

これより会議の進行を農野部会長をお願いしたいと思います。

農野部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。

それでは早速会議を始めますが、この会議は12時までを予定しております。

会議の進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

先ほどこども青少年局子育て支援部長の松村さんからお話しいただきましたように、ひ

とり親家庭の実態調査、またこれまでの事業評価について、事務局よりご説明よろしく願
いいたします

(久山こども青少年局子育て支援部こども家庭課長)

こども青少年局こども家庭課長の久山です。

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」の概要について、改めてご説明させていただきます。

資料2－1をご覧ください。

本計画につきましては、国の方針に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計
画期間としまして、本部会の各委員の方々のご意見もいただきながら、令和2年3月に策定
したところでございます。

計画策定の趣旨としましては、子育てと生計の担い手という二重の役割を担い、厳しい状
況に置かれているひとり親家庭等に対する施策の在り方について、今後の方向性を示し、総
合的・計画的に施策を推進していくものでございます。

具体的には、資料右側に記載しております、基本施策の体系としまして、5つの柱を掲げ
ており、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保に向けての支援、経済的支援、サポート
体制の充実を掲げ、それぞれにおきまして具体的施策を展開しております。

また、ひとり親家庭の現状の把握や施策の効果を検証するため、資料左下に記載しており
ます、3つの指標として、就労の状況の把握、養育費確保の状況の把握、総合的な支援施策
の状況の把握を設定しているところです。

そして、3つの指標の上側に目標として、大阪市こども・子育て支援計画「はぐくみ目標」
の一つである母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合46.1%を本計画の目標とし
ているところです。

これより、昨年度に実施しました調査結果の報告と、例年報告しております計画の進捗状
況について、今回はまとめてご説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

(熊野こども青少年局子育て支援部こども家庭課担当係長)

熊野です、よろしくお願い致します。

それでは昨年度に実施いたしました、ひとり親家庭等実態調査の調査結果と、今ご説明さ
せていただきました計画に基づく事業の実施評価について、ご説明させていただきます。

内容の詳細についてですが、調査結果につきましては、参考資料の1、お手元にお配りし
ております冊子を、事業の実施状況については参考資料2－1、後ろから2つめ、A3左上
をホッチキス留めしている資料に記載がございます。

どちらもボリュームが多い資料で、本日は時間も限られておりますので、これらの内容の
概要を資料2－2にまとめており、こちらを中心にご説明させていただきます。

それでは、資料2－2をご覧ください。

調査の実施にあたりましては、委員の皆様より貴重なご意見をいただきまして、また農野

先生、遠藤先生、北先生には事業者の選定にあたりお力添えいただきまして、本当にありがとうございました。改めてお礼申し上げます。

それでは1ページ目、1の調査概要をご覧ください。

かつこで参考資料1―P1と記載がございますが、これは参考資料1、冊子の調査結果の1ページに記載があるという意味でございます。

調査対象は母子家庭、父子家庭については住民基本台帳から無作為抽出し、寡婦については、本日もお越しいただいております、大阪市ひとり親家庭福祉連合会にお力添えいただきまして、寡婦世帯会員の方に、調査票をお送りさせていただきました。

北先生、その節は本当にありがとうございました。

2の回収結果をご覧ください。

配付数は、母子家庭10,000件、父子家庭1,500件、寡婦290件となっております、有効回答率は表の下に記載しておりますとおりとなっております。

寡婦の方は79.0%と、大阪市ひとり親家庭福祉連合会のお力添えもあり高い回収率となっておりますが、母子では29.8%、父子では22.4%でした。

前回と比べて回収率が落ちており、この要因ですが、全体的な要因としましては、こういった調査にご協力くださる方が減少傾向にありますこと、個別的な要因としましては、本調査はお住まいの区や年齢、現在の住居や職業、年収といったセンシティブな情報を回答いただくことから回答に抵抗を覚える方が5年前よりも、よりいらっしまったのではないかと推察しております。

なお、今回は前回と違い、郵送での回答だけでなく、ウェブでの回答もできる形で調査を実施したのですが、母子家庭、父子家庭では回答の半分程度がウェブでご回答いただけている状況でございます。

それでは、2ページをご覧ください。

母子家庭と父子家庭の推計数を記載しております。

今回の調査では、前回と同様、住民基本台帳からひとり親と推測される方をランダムに抽出しているのですが、住基上はひとり親のように見えても、実際には配偶者がいて単身赴任をしているケース等も含まれておりますので、こういったケースの状況を踏まえて推計値を算出しております。

結果、母子家庭は35,795世帯、その構成は死別が6.4%、離別が76.4%、未婚・非婚が13.0%となっており、父子家庭は4,527世帯で、構成は死別が26.2%、離別が66.7%、未婚・非婚が0.9%と推計しております。

前回も概ね同様の推計値となっており、また令和3年度に実施されました全国調査におきましても、父子の死別の構成に5%程度のズレはございますが、概ね同様の結果となっております。

3ページ、ご覧ください。

ひとり親家庭の平均像ということで、それぞれの方の平均年齢やこどもの数・年齢年収や養育費の受給割合といった主だったものを挙げております。

左が母子家庭、右が父子家庭で、内訳ですが、令和5年度と記載しておりますところが今回の調査結果、その右に平成30年度と記載しておりますところが前回の調査結果、その右に全国調査の結果を記しております。

枠囲いしておりますのは、年間総収入（世帯）ということで、親御さん以外におじいちゃんおばあちゃんなど、他に同居している方がいる場合、その全員を合わせた収入となっておりまして、母子家庭が306.2万円、父子家庭が519.9万円と、それぞれ前回調査時から増加しております。

もう1点、下から2番目の養育費を受領している割合ということで、母子家庭では25.8%、父子家庭では9.8%ということで、こちらも前回から増加しております。養育費の受領状況については1点、注意点がございます。ページがとびますが、18ページをご覧ください。

18ページの上に本調査の調査票の質問構成を記載しております。今回、前回ともに問32で養育費の取り決め状況をお聞きし、取り決めをしている方についてのみ、受け取っていますかと受領状況をお聞きしているという構成になっておりますので、取り決めをしていない方の受領状況がお聞きできていない状況です。取り決めをしていない方の受領状況が反映できない状態での受領率が3ページにございます、母子家庭25.8%、父子家庭9.8%という数字ですので、実際よりも過少の見込みとなっております。気になるのは取り決めをしていない方の受領率はどの程度なのかということですが、こちらは資料にはございませんが、昨年度に本市が実施しました「子どもの生活に関する実態調査」というものがございまして、こちらの結果から概ね2～3%程度ではないかと推測しているところでございます。

それでは、4ページをご覧ください。

こちらは今回の調査結果ではございませんが、国が発表しております、人口動態統計より抜粋したもので、参考までに載せさせていただいております。

1は離婚件数の推移ということで、大阪市の離婚率は年々減少しておりますが、全国の離婚率を上回っております。

次に2の児童扶養手当の受給者数の推移ということで、こちらも受給者数は減少傾向にございます。

5ページをご覧ください。

こちらには、同居家族の状況を示させていただいております、上が母子家庭、下が父子家庭です。

母子父子ともに、同居家族がこどものみという世帯が82%程度を占めるという結果でした。

全国調査では母子が64.8%、父子が53.8%でしたので、本市におきましては、親とこどものみの世帯の割合が高い結果となっております。

6ページをご覧ください。

同居しているこどもの年齢を記載しております。母子父子ともに15歳～17歳を頂点とした分布になっておりまして、0～2歳のお子さんのほとんどが母子家庭に属しているという結果でした。

7 ページをご覧ください。

このページからは、施策体系、5つの柱ごとにみたひとり親家庭の状況及び事業実施評価ということで、先ほど久山からもご説明させていただきました、支援の5つの柱である、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保に向けての支援、経済的支援、サポート体制の充実というカテゴリー毎に調査結果等のご報告をさせていただきます。

まず1つめの柱、就業支援についてです。

上のグラフに母子家庭の就業形態の変化を示しております。

母子家庭における正社員・正規職員の割合38.7%で、前回よりも2.2ポイント増加しております。

また正規群と非正規群の割合については、正規群38.7%、非正規群が33.5%でした。

下に参考としまして、子どもの生活に関する実態調査の結果を載せております。左に小5・中2のお子さんがある世帯の状況を、右に5歳児のお子さんがある世帯の状況を記載しております。

こちらの結果におきましても、正規群と非正規群の割合は概ね同様の結果であり、ふたり親家庭や父子家庭と比較すると、母子家庭では正規群の割合が低いことが見て取れます。

8 ページをご覧ください。

上に末子の年齢別の就業形態を載せております。末子が3歳以降は正社員・正規職員の割合が最も高くなっており、0～2歳においてはパート・アルバイト等の割合が最も高くなっております。

下のひとり親家庭になる前後での仕事の変化ですが、父子家庭と比べ、母子家庭はそのまま仕事を続けた割合が低く、転職する、または新たに仕事に就くというような方が多い結果となっております。

9 ページをご覧ください。

上は職種の変化ということで、母子家庭では、現在の主な仕事として、専門知識・資格・技術をいかした仕事の割合が増加しております。

下の職種別の就業形態ですが、専門知識・資格・技術をいかした仕事では正社員・正規職員の割合が63.9%と高い結果となっております。

10 ページをご覧ください。

仕事や就職に役立っている資格としましては、看護師等の仕事に専門的な知識や技術が必要とする資格が多くあがる結果となっております。

11 ページをご覧ください。

取り組みの成果と課題についてです。

まず大阪市こども・子育て支援計画における、はぐくみ指標の達成状況の見込みについてです。

母子家庭の就業者のうち、正社員正規職員の割合について、目標を設定しておりました。

令和6年度での目標であり、今回の調査結果は令和5年度のものですが、結果は45.6%

と前回から 3.2 ポイント増加しており、伸び率を加味すると目標の 46.1%には達する見込みでございます。

次に 3 つの指標のうち、就職率にかかる推移についてです。5 年に 1 回の調査では、1 年毎の状況・進捗の判断が困難になりますので、1 年毎の現状が把握できる、就職率、養育費の受領率、相談件数を 3 つの指標として、毎年、本部会で報告させていただいております。この 3 つの指標のうち、就職率について抜粋したものをここに載せております。

また計画関連施策の進捗状況としまして、参考資料 2-1、A 3 の資料から抜粋したものをこちらに載せております。表中の 1、2、4-I といった番号は、A 3 の資料の一番左の番号と同じです。

A の調査結果からみた現状ですが、これまでご説明させていただきましたとおり、特に母子家庭における正社員・正規職員の割合が低く、こどもの貧困の要因のひとつにもなっております。

I の本市のこれまでの取り組みとしましては、就職や転職に有利な資格を取得する場合において、その修業期間の安定した生活の支援のために高等職業訓練促進給付金の給付事業等を実施しており、11 ページの真ん中の表の「4-I、高等職業訓練促進給付金」にございますように利用人数が増加していることから、資格取得による就労は有効であり、今後成果が期待できるものと考えております。

12 ページに続きまして、一方で「1 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業における就職者数」は令和 5 年度に減少しております。資料にはございませんが、当事業における相談件数は令和 4 年度が 3,404 件、令和 5 年度 3,423 件にやや増加ないし横ばいに推移しているものの、新規求人数が令和 4 年度 706 件から令和 5 年度 502 件に減少しており、新規求人数の減少が就職者数の減少につながっているものと推察しております。

U の今後の課題についてです。

先ほど、はぐくみ指標は達成見込みとお伝えしましたが、直近の全国調査で同じような数字が出ておりまして、こちらは令和 3 年度時点で 48.8%と、依然として大阪市と全国との差が差がありますことから、今後も自立支援、就職促進を図り、本人の状況や生活条件に即した、きめ細やかな就業支援を進める必要があると認識しております。

では 13 ページ、2 つめの柱である、子育て・生活支援についてご説明させていただきます。

ひとり親のなったときに困ったことということで左が母子家庭、右側が父子家庭の結果を示しております。

母子父子ともに「仕事と子育ての両立が困難だった」という上から 3 つ目の回答が多く、母子家庭と父子家庭を比較しますと、母子家庭では仕事や住居、収入での悩みが多くなっており、父子家庭では家事・相談相手の不在についての悩みが多くなっています。

14 ページをご覧ください。

こちらは自由意見の中でも多くの意見を頂戴したところです。

こどもが病気になったときの対応ということで、上が母子家庭、下が父子家庭の結果を示

しております。母子家庭・父子家庭ともに親族を頼る割合が前回調査時よりも減少し、自身が看護するとの割合が増えております。

15 ページをご覧ください。

取組みの成果と課題ということで、アの調査結果からみた現状につきましては、先ほどもう上げましたとおりであり、同居家族がこどものみの世帯が母子家庭、父子家庭ともに 82% 程度であることも踏まえると、困ったときに頼る相手に乏しい状況にあることが推察される結果となっております。

イの本市のこれまでの取り組みとしましては、ひとり親家庭等を含む子育て世帯に対する支援策をはじめ、ひとり親家庭等を対象とした支援施策の推進を図っているところでございます。

令和 2 年からは新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、大半の事業で実績低調になっていましたけれども、現在はコロナ前の水準に戻りつつあり、たとえば 15 ページの表の一番上、「14 の病児・病後児の保育事業の利用人数」については、すでにコロナ前の水準に戻っているところでございます。

またちょっと数値が大きく変わっているところとしましては、「33 の習い事・塾代助成事業」がございしますが、こちらは令和 5 年度より助成対象を中学生のみから小学 5・6 年生に拡大した影響で人数が増加しているところでございます。

一方で、「22 ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、急な残業や病気等の事由により、一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に、生活援助や保育サービスを提供する事業であるが、利用が低調である状況が続いております。

16 ページのウ、今後の課題にも記載させていただいておりますが、

ひとり親家庭等日常生活支援事業につきましては、この事業を知っていると回答した割合は母子家庭で 17.1%、父子家庭で 9.2% であり、こどもが病気になったときに同事業利用とすると答えた割合も低い割合となっております。ひとり親家庭のニーズに十分対応できるよう、制度の利用促進のための広報周知の充実に取り組むとともに、今後とも子育て支援サービスを推進し、生活支援の場を確保していく必要があると考えております。

続きまして、17 ページをご覧ください。

3 の三つ目の柱である、養育費確保にむけての支援についてです。

上の母子家庭における養育費の取り決め状況ですが、左側が今回、右側が前回の結果です。公正証書での取り決めが 11.6% と前回の 9.5% から 2.1 ポイント増加しております。

次に養育費の受け取り状況についてです。

下のグラフは養育費の取り決めをしている場合の受領状況を示しております。

取り決めをしている場合の受領率は、定期的、不定期あわせて 57.4% となり、前回の 50.6% から 6.8 ポイント増加しております。

18 ページをご覧ください。

真ん中の「c 養育費の受け取り状況のまとめ」についてです。

左側が大阪市、右側が全国の調査結果です。全体受領率と左に書かせていただいております。

すのが、養育費の取り決めをしているしていないに関わらない受領率で、本市の 25.8%のところは実際よりも過少に見込んだ数値となっております。

表の下、令和 13 年に養育費の受け取り状況の目標としまして、国の方で全体受領率 40.0%、取り決めをしている場合の受領率 70.0%が示されたところです。

本市におきましても、この養育費の目標を今後どう考えていくかというところでどうぞ先生方の皆様方のご意見をいただきたいと思っているところでございます。

またこれは参考までになんですけども、18 ページの一番下に子供の生活に関する実態調査の方の表を出させていただいております。こちらは困窮度別に見た養育費の受給状況ということで、下にいくほど困窮している、困窮度Ⅰが最も困窮しているというカテゴリーですが、困窮度が増すにしたがって養育費の受給割合が低くなっていくという結果になっております。

次に 19 ページをご覧ください。

母子家庭における養育費が支払われなくなったときの状況ということで、上に以前は養育費を受け取っていたけれど、今は受け取っていない方にお聞きした調査結果を示しております。左上の円グラフから、養育費を受け取っていたのはひとり親になってから 0 から 2 年未満、つまり 2 年以降は養育費の支払いがなくなったと回答された方がほぼ半数を占めるという結果で、受け取れなくなった理由としましては、「相手と連絡がとれなくなったから」「相手に支払う意思がなくなったから」が挙げられております。

次に下の円グラフ、こちらは養育費の取り決めをしているけれども、受け取っていない人がこれだけいますということを示したグラフになります。

円グラフの右に債務名義を有する取り決め、これは円グラフにグレーで網掛けしております、公正証書や調停調書、審判書、判決のことを指しております、この取り決めのうち、養育費を受け取っていないものの割合は 35.8%となっております。

20 ページをご覧ください。

取り組みの成果と課題ということで、計画関連施策の進捗状況ですが、公正証書の作成促進補助金と養育費の保証促進補助金の件数推移を記載しております。

養育費の取り決めをしている方に対して、これらの補助事業の利用状況を示したものが真ん中の円グラフ、補助事業を利用していない理由が下のグラフでございます。

養育費の取り決めをしているひとり親のうち、養育費確保のトータルサポート事業の利用・認知度は、ともに低い結果となっております。

21 ページには参考といたしまして、制度の認知度についてのグラフを上に表示しております。

児童扶養手当については 85.0%が知っているという結果でしたが、養育費の補助事業、また 2 つ目の柱である子育て・生活支援でお話しました日常生活支援事業については知らない人がほとんどであるとの結果となっております。

まとめますと、アの調査結果からみた現状としましては、養育費はひとり親になって年数がたつほど受領率が下がること、養育費の取り決めをしている方が取り決めをしていない

場合よりも受領率が高いことが分かっています。

ただ養育費の取り決めをしている方における養育費の確保支援事業の利用度及び認知度は低い状況であり、債務名義を有する文書での取り決めをしていても、実際には養育費を受け取られていない方が取り決めをしている全体の 35.8%となっています。

イの本市のこれまでの取り組みとしましては、令和元年 9 月より公正証書等作成促進補助金事業や養育費の保証促進補助金事業を実施しておりまして、今回、公正証書による取り決めが増加していることから事業効果は表れているものと認識しております。

その他の取り組みとしましては、各区に配置しておりますひとり親家庭サポーターによる離婚前相談やひとり親家庭等就業自立支援センターにおける無料法律相談、大阪弁護士会と連携して各区役所で離婚養育費に関する専門相談を実施しており、広報としましては養育費に関するパンフレットを各区住民情報事務所管課において離婚届とともに配付しております。

22 ページにまいりまして、ウの今後の課題としましては、本市の施策の利用度及び認知度が低い状況であることから、養育費の受け取りがこどもの重要な権利であること、養育費の支払いは親の義務であることを当事者のみならず、広く社会に啓発する取り組みが必要であると考えております。

また養育費の取り決めをしていても受領できない方が一定割合おりますことから、養育費が受け取れなくなった際の手立てについて検討が必要であると考えております。

それでは 23 ページをご覧ください。

4 つめの柱の経済的支援についてです。

母子家庭における世帯の年間総収入を示したグラフがこちらです。点線が前回、実線が今回の結果になっておりまして、50 万円きざみで収入の分布状況を示しております。

結果、「150 万円～200 万円」、「200 万円～250 万円」が最も多い分布で、前回と同じような分布となっております。平均値は 306.2 万円で、前回よりも 15.4 万円増加しております。

次に 24 ページをご覧ください。

今回初めて実施した調査内容になります。

母子家庭における、親とこどものみの世帯の等価可処分所得についてです。

まずこの等価可処分所得についてですが、これは相対的貧困率の算出に用いられるもので、自身が自由に使えるお金である可処分所得を世帯人員のルートで割ることで算出します。

世帯人員のルートで割る理由ですが、1 人の世帯における可処分所得が 500 万円として、4 人の世帯で同水準の生活をしていくための可処分所得は 500 万円×4 人分の 2,000 万円かかるわけではないことから、世帯員の生活水準をより実態の感覚に近い状態で示すためにこのような基準となっております。

24 ページの下には子どもの生活に関する実態調査の結果を示させていただいております、表の左上、大阪市における等価可処分所得の中央値は小 5・中 2 のこどもがいる世帯では 265 万円、5 歳児のこどもがいる世帯では 280 万円となっております。

中央値といいますのは、値が小さいものから大きいものまで並べ直したときに、その真ん中にくる値のことを指しています。

枠囲いしております 133 万円、140 万円というのが、この中央値の半分となり、この金額未満になるものを困窮度Ⅰとして分類しております。

25 ページをご覧ください。

前置きが長くなりましたけれども、等価可処分所得をグラフにしたものが上の折れ線グラフとなりまして、実線が母子家庭、点線が父子家庭となっております。

母子家庭の 150 万円未満の所得の割合は 46.0%となっており、子どもの生活に関する実態調査と概ね同様の結果となっております。

25 ページの下には、上のグラフの主な属性別の平均値ということで、正社員・正規職員では平均が 211.7 万円ですけれども、パート・アルバイト・臨時職員になりますと 90.6 万円と、所得に大きな差の開きがみられています。

26 ページには、参考まで、子どもの生活に関する実態調査の結果を載せております。上は世帯構成別にみた困窮度ということで、ふたり親世帯、父子世帯、母子世帯といった世帯別に見た困窮度を示しております。

ふたり親世帯や父子世帯は中央値以上の所得が半分程度を占めておりますが、母子世帯は半数が困窮度Ⅰに分類される結果となっており、母子家庭における経済状況の厳しさとか見て取れる結果となっております。

下には困窮度全体からみた世帯構成ということで、困窮度Ⅰ全体における母子世帯の割合は小 5・中 2 で 41.8%、5 歳児で 32.9%となっております。

27 ページをご覧ください。

母子家庭における就労収入以外の収入についてのグラフを示しております、やはり児童扶養手当や児童手当が半数以上を占める結果となっております。

28 ページをご覧ください。

取り組みの成果と課題についてです。

3つの指標のうち、児童扶養手当受給者の養育費の受領している人の割合は増加してきております。

アの調査結果からみた現状ですが、等価可処分所得でみると、母子家庭の半数ほどが 150 万円未満の所得層であり、特にパート・アルバイト等において低い結果となっております。また半数以上が児童扶養手当、児童手当を受給している状況です。

イの本市の取り組みとしては、収入の少ないひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するための児童扶養手当制度、臨時的な支出に対応するための母子父子寡婦福祉資金貸付金制度、医療を受けやすくするため医療費の一部を助成するひとり親家庭医療費助成制度等を実施しております。

今申しあげました 3つの施策のうち、児童扶養手当とひとり親家庭医療費助成については、少子化等の影響もあり、受給者数が減少しております。児童扶養手当については、令和 6 年 11 月支給分より収入にかかる要件が引き上げられ、また第 3 子への支給額が第 2 子と

同額に増額される予定です。

残る1つ、母子父子寡婦福祉資金の貸付については、令和2年度に国により大学等の就学支援制度が新設され、一定の収入を下回る場合に授業料等の減免及び給付されることとなったため、貸付が不要となり、相対的に件数が減少しております。今後、大阪府内で高等教育の無償化（令和8年度より所得制限の完全撤廃）も実施される予定です。特にこどもの教育費はこどもが高校・大学に行かれる頃に最も費用がかかり、親が心配、懸念される場所でもございますので、こういった教育の無償化によって、教育を受けさせやすくなるのではないかと予測しているところでございます。

29 ページのウ、今後の課題としましては、ひとり親家庭においては、安定した仕事に就き経済的に自立できるように支援することが最も重要であり、今後も雇用促進等の就業にかかる施策を行うとともに、同時に養育費の確保支援や児童扶養手当の支給といった経済的援助、ひとり親家庭医療費助成制度のような経済的負担の軽減策も生活の安定に重要であり、引き続き効果的な給付・助成に努める必要があると考えております。

30 ページをご覧ください。

5つめの柱、サポート体制の充実についてです。

福祉サービスを受けるときに不満なこと、困ったことについてです。

上が母子家庭、その下が父子家庭の結果でございます。

母子父子ともに「どこに相談行けばいいかわからなかった」との回答が3割から4割ございました。

また下に相談先や頼れる相手についての結果を示しておりますが、「相手はいない」と回答した方が母子家庭で13.3%、父子家庭で25.3%ございました。

31 ページをご覧ください。

取り組みの成果と課題についてです。

3つの指標のうち、ひとり親家庭サポーターへの相談件数は年度による増減はございますが、傾向としては増加してきている状況です。

アの調査結果からみた現状は先ほど申し上げたとおりで、制度の認知度についても十分とは言えない結果となっております。

イの本市のこれまでの取り組みとしましては、ひとり親家庭サポーターを各区に配置し、個別的な相談援助を実施するとともに、本市のひとり親家庭等への支援をまとめた「ひとり親家庭等サポートブック」を作成、児童扶養手当の申請時や更新時に配付し、施策の広報周知に努めているところでございます。

計画関連施策の進捗状況というところでは、表の「45 生活困窮者自立相談支援事業による相談件数」というものがございまして、こちらは、コロナ前は8,500件程度でしたが、コロナ禍により一気に増え18,484件となりまして、それが少しずつ落ち着いてきておりますが、コロナ前よりは高い水準となっている状況です。令和3年度からはひとり親の内数も載せておりまして、令和5年度につきましては、現在、集計中でございます。

また「57 ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定数」ですが、こちらは平成30年

度より実施している事業で、現在、本日もお越しいただいております、就業自立支援や相談事業等、多種の事業を実施している「公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会」、母子家庭の自立支援活動やママベストパートナーと呼ばれる企業への独自認定事業等を行っている「一般社団法人 日本シングルマザー支援協会」、こちらも本日もお越しいただいております、電話やメールでの相談窓口の開設の他、ひとり親同士の交流事業等を実施している「特定非営利活動（NPO）法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西」、賃貸住宅情報サイトを運営し居住支援を実施している「株式会社 ウチコミ」、ひとり親家庭等の LINE を中心とした交流事業等を実施している「一般社団法人 ひとり親支援協会」、ひとり親家庭医療費助成等の対象者に月に 1 回食料支援を実施している「特定非営利活動（NPO）法人 グッドネーバーズ・ジャパン」、養育費の保証事業を実施している「株式会社 Casa」の 7 団体と締結しており、従来の行政によるひとり親家庭等への支援に加え、民間のノウハウを活用することで、ひとり親家庭等の自立支援を推進しております。

32 ページをご覧ください。

ウの今後の課題としましては、ひとり親家庭等は、子育てをはじめとした日常生活面、就業面や養育費等の収入の確保等、様々な悩みや不安を抱えており、個々の事情に合わせて適切に対応していくことが重要であり、引き続き身近な相談窓口の設置・運営に努めるとともに、制度・支援策等に関する広報啓発をより一層充実させていくことで、相談機能・サポート体制の充実を図る必要があると考えております。

長くなりましたけれども、以上です。

農野先生、どうぞよろしくお願いいたします。

（農野部会長）

はいありがとうございます。ただいま実態調査、そして事業の進捗状況についてご説明をいただきました。

就業支援、子育て生活支援、養育の確保にむけての支援、経済的支援、サポート体制の充実という 5 つの柱に基づいて調査データと、そして実績についてご説明ということでした。今後、次期計画の策定に向けて詰めいろいろ課題を考えていかないといけませんし、こういう 5 つの柱以外に何か必要なものはあるのかどうなのかもぜひご意見をいただきたいと思っています。まず今回、ただいま説明いただきました件につきまして、ご質問、ご意見をぜひいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

私の方からですね、今の説明いただきました資料の 2 の 2 の 9 ページで、図 3-1①の 4、職種別現在の就労形態ですが、数で見ると事務的な仕事が多くて、その次がサービスの仕事ですね。

事務的な仕事って書いてあるんですけど、実際にはどのような仕事についていらっしゃるのかが非常に気になりますし、また事務的な仕事がどんどん効率化されることによって、今後もそういう仕事がどのぐらいニーズとしてあるのかなといったところもちょっと若干気になる場所なんですけれども、労働局の永倉先生あるいは大島委員、いかがでしょ

うか。

(大島委員)

確かに事務的な仕事っていうのが最近少ないという意識は私にもございまして、他の職種と比べたときに、事務的な仕事が非常に多いというのは、逆にもう少し何か分析した結果があれば教えていただきたいです。

(農野部会長)

例えば法律事務所とか司法書士の事務所とか、何かそういうところで仕事があるのかなと。どちらにしろ、どんな仕事か、これから安定した生活を確保するために有効なのかということで10ページの下のところ、圧倒的に父子家庭の方は車の免許の方とか、第二種、ということで物流関係は減らないのかという気がしまして、女性も車の免許が有効なのかどうなのか。どんな仕事か効果あるのかなと。ちょっと注意してみていく必要があると思います。いかがでしょうか。

(枝村氏)

今の話と関連するかもしれないんですけど、車の免許をとりたいていうことについては、18歳ぐらいのこどもさんが就職する際に免許を取りたいとかもあると思いますし、ご本人がまた車の運転免許取りたい場合もあるかと思います。この時に母子父子の貸付資金に車の免許を取る場合の貸付金っていうのが、項目としてはあるんですけども、意外とそれなかなか適応されるのは難しくて、就職するにあたって、その会社が車の運転免許が必要である場合に貸し付けるといようなことがあって、これから就職したいけど車の免許を何か取りたいみたいな状況ではね貸し付けられないと窓口で言われることがあるようです。

今はどう分かりませんが、貸付とは別制度の奨学金とか給付型のものができましたよね。貸付のところは縮小されているんですけども、少しずつ就学援助以外にもね、たくさん貸し付けの項目あって、先ほどの車の免許の話や、転居の費用にかかる貸付があるんですけど、実際にはかなり使われてるんじゃないか。だから経済的支援としての貸付っていうのを本当に項目として挙げるならば、確かに教育費のところは他に転化されたんで、縮小されるけど、その他の項目で貸し付けるっていうことをしないといけない。

もう1点、収入の点で3ページだと思うんですけども、1ヶ月に最低必要と考える生活費が前回より増えて23.4万円欲しいという結果でしてね、昨年度はすごく物価が上昇したと思うんで、そのことを考えると、実際、最低賃金が多少上がってるけど、実質賃金の方は26か月連続で減少しているわけですし、不安定な収入のパートとか、派遣とかそういう職種、雇用形態ではかなり貧困が進んでいて、母子家庭の中でも貧困格差ができてるんじゃないか。安定層に上がった層と、最低賃金は上がったけど、物価高に追いついていないというね。だから、この希望の生活費っていうのは、すごく重要な指標になるんじゃないかと思っています。

(農野部会長)

収入をどれくらい確保するかについては、父子家庭と母子家庭では5万円ほど差がある。

また、たとえば車の免許なんですけども今後の物流とかを考えたときに、もしかしたらトラック等よりもドローンの運転操作技術を身に着けた方がよいなど、新たな資格が必要になってくるかも分かりませんし、そういうものを先駆的に考えて何かひとり家庭のお母さんにどんどん取得してもらうなど、そういう仕組みをどこかで考えないといけないのかもしれない。

母子父子寡婦福祉資金っていうのは、母子や父子の福祉団体も対象になっていて、そこで何か団体に事業をしていただいて、団体内のひとり親家庭の方が仕事をするというような仕組みも考えられるのではないかと思います。

いかがでしょうか、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。5つの柱に基づいてそれぞれの課題が浮かび上がっているんですけども。

(安田氏)

ちょっとよろしいですか。

(農野部会長)

はい、安田先生お願いします。

(安田氏)

非常に貴重なデータを記載していただきまして、ご尽力いただいた大阪市に敬意を表したいと思います。

この資料の中で母子家庭が自立した安定した生活を送るためには、資格取得が非常に有用であるということが書かれています。

それで資格取得の関係で指標・進捗状況ですか。

重要という割にはそれほど増えてないというような状況がありますので、なかなか一歩踏みきれないんやろうなという風な思いもあると思うんですけどね。

8ページのところには見たらですね、そのまま仕事を続けたっていうのは39%いるんですけども、40%を超える人が新しい仕事に就いてると、つまり、今のままではいかんということで、本人は新しい仕事について自立していこうとか、子育てをこういう風にしていこうとか思っているけれども、なかなかそれがこの資格取得に結びつかないという、この辺のところを何て言いますか、資格を取ることがだけが安定した仕事ではないと思うんですけども、資格を取ることが非常に重要な視点になっているというふうに思いますんで、そこら辺のところを大阪市として、もっともっとどういう支援をしたらいいかということを考えていく必要があると思います。実態調査の結果報告書ですね、113ページのところに施策の認知度についての記載がありまして、ひとり親家庭サポーターの認知度につ

いては半々で認知度があるという風に思うんですけれども、その次の 117 ページのところ、利用した方の満足度については 37%が満足と非常に低い結果があります。そこら辺のところは何かあるのかなと、ひとり親家庭の人たちが何かひとり親家庭サポーターの人に対していろんな思いを持ってるんだとかいうような、こういうところの分析をしていただいた方がいいんじゃないかという風に思いましたね。

区役所とかサポーターの人に対して、要するに近づき難いとか行きにくいとかの問題がありますけれども、それをいかに近づきやすくするかということが大切だと思うし、ひとりひとりの状況が違いますから、みんなでどうやったらこの人を助けることができるのかということを、いろんな支援策を当てていくことが大切で、その中心にいるのはひとり親家庭サポーターですから、それをもっと大切にするということと、先ほど出てきましたしんぐるまざあず・ふぉーらむとか連合会などの当事者団体をどうやって大阪市として支えて、ひとり親家庭に繋いでいくかということが大切だという風に思いました。

(久山課長)

すみません、1点よろしいでしょうか。

(農野部会長)

お願いします。

(久山課長)

ありがとうございます。先ほどのサポーターについてですが、大阪市では区役所に全体で 17 名のひとり親家庭サポーターがおりまして、大体週に 3 回の割合で相談体制をつくっています。先ほどご意見いただきました、報告書の 117 ページの利用の満足度の部分なんですけれども、37%が満足で低いという話がございましたが、正確には 37%が満足、47.1%が普通、不満が 10.9%という結果です。普通がどうなのかっていうのもありますけれども、不満が多いという結果ではないと思っています。

ただひとりひとりの状況が違いますので、その状況に合わせて最適な支援というか、離婚前相談も含めて、ひとり親家庭サポーターが担っておりますので、いろんなことがあると思いますがサポートを共有しながら、その結果も共有しながら事業を進めていきたいと思えます。失礼いたしました。

(農野部会長)

ありがとうございます。

何か支援を必要としている方がおられて、その方に誰が繋がるか、必要なところにどう繋ぐか、そして見守っていくか、繋がって繋げて見守っていくという役割をして差し上げる必要があると思うんですよ。その意味からですね、たとえば資料 2 の 15 ページのですね、取り組み成果と課題のところ、習い事塾代助成事業の交付決定者が伸びているということ

は、それだけ繋がっているということで、チームの人的資源が増えたとも考えられるかと思
います。

支援をご利用される方は、何か複合的な要素をきっと抱えていると思います。

そこで支援に関わっておられる方々の意識っていうのもすごく大事だなんて感じるん
です。

ぜひ頑張っていただきたいんですけども、ソーシャルワークとかですね、やってみてはい
かがでしょうか。

いろんな角度からご意見をなれば。

(黒井委員)

よろしいでしょうか。

(農野部会長)

はい、黒井委員、お願いします。

(黒井委員)

リアン東さくらの黒井です。全然違うところからですが、17 ページの養育費に関係する
ところで、養育費の取り決めをしているけれども受け取っているというのが57.4%と、取
り決めをしていても、やっぱりそれだけの受領率なんだなっていうところがすごく気にな
っているのと、19 ページで取り決めした方で受け取っていない方の取り決め状況っていう
ところで、債務名義を有する取り決めをしていても受け取っていないというのが35.8%
で、円グラフでみたら口約束と同じ割合ぐらいになっているっていうところが、どうすれば、
お母さんたちは養育費を受け取られるのかっていうのがすごく気になったのと、それに続
いて、20 ページに養育費確保のトータルサポート事業というのがありますが、どうい
ったサポートが得られるのかっていうのが認知度が低いのがすごく残念で、これを知って
いただくことで、父子家庭の方もそうですけど、養育費をもらうために戦うってなかなか大
変で相手さんの生活環境にすごく左右されてしまうっていうところでは、このサポート
は今後すごく大事になってくるんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。

日本は夫婦でお話をして、離婚届に両方サインして、離婚するっていうほとんどが協議離
婚で、なかなか第三者が入らなかったんですが、公正証書は取っておいた方が良いという啓
発をしながら、公正証書の取得率が少し上がってきてるんですけども、債務名義を利用する
取り組みをしたとしても、養育費を受け取ることができない方がいらっしゃるケースがあ
ります。藤井委員、この辺りいかがですか。

(藤井委員)

養育費のことについては、債務名義を有するのに 35%も超えてないのは非常にしんどいですが、ただ実感としては、実際そうなるという風には思っています。

といいますのが、おっしゃったように、相手方の生活状況であるとか、収入の状況とかによってだいぶ左右されますし、例えば養育費を払わないといけない人がサラリーマンであれば、給与の差し押さえなどが比較的やりやすいんですけども、個人事業主あるいはアルバイト、単純に収入が少ない人だと、なかなか強制執行などをしても取るのに手間がかかる、また手間の割には取れる養育費があまり期待できないであるとか、そもそも個人事業主でどこに口座に口座があるか分からない、どこに対して差し押さえしていいか分からないということもあって、実際、債務名義をとっていても、強制執行までしていくのは諦めてしまうという方もいらっしゃるので、大阪市でもやっておられる養育費の保証制度をもっと使いやすきようにするであるとか、強制執行しやすきようにもう少し情報が、今でも少し民法が改正されて、課税対象の口座等が分かりやすくなっているんですけども、それはサラリーマンの方だけです、相手の方の財産状況について情報開示がしやすきように制度を変えることをしてもらえともう少し養育費については、実効的になるのではないかと思います。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。

古賀委員、何かご質問ご意見ございませんか。

(古賀委員)

はい、古賀でございます。

まず現在の就職、職に就いていらっしゃる状況を見ておりますと、やはり正社員・正規職員というのが大阪市さんの支援等も含めて少し増えてきてはいるというものの、パート・アルバイト等々を中心としました非正規のお仕事が多い実情がございます。これは母子家庭に限らず、女性に関してこういった非正規、特にエッセンシャルワークの方が多いというところが社会的な課題かなというところを再度認識したところでございます。例えば病气等に頼れるところがないあるいは 2 人で過ごしていらっしゃる、親御さんとこどもさんだけのご家庭が多いというところで私今思いましたのが、今回、私もこのようにリモートで会議に参加させていただいておりますが、働き方はいろいろと変わってきておまして、リモートワーク、フレックス等っていうのがコロナ禍を契機にしまして増えてきてはおります。

こういった中でですね、小さなお子さんがいらっしゃるご家庭などですと、特にこの 11 ページでしょうか、サポーター事業などで就職支援等を一定されていらっしゃるということなんですが、就職支援は就職者と企業とのマッチングでございますので、リモート等を活用して働けるお仕事等を増やしていただけると、お子さんのそばにしながら、おうちで働けるといいますので、そういった視点も入れていただくことはできないかなと思いました。

(農野部会長)

ありがとうございます。コロナの影響でリモートワークというのは一般的に使えるようになってきましたが、永倉先生、いかがでございますか。

(永倉氏)

はい、今おっしゃられたように女性の方が非正規の働き方が多いのかなというのはございまして、いわゆるリモートのお仕事っていうのは確かにコロナをきっかけに増えているところは感じております。ただ、やはりどうしても職種が限定されるところがありまして、ご経験がなくても仕事につきやすいと言われるのはサービス系の仕事になりますが、これらの仕事ではリモートで行うことがなかなか難しい。ただお子さんがいらっしゃると、やっぱりサービス系のお仕事って時間の拘束が厳しいので、小さなお子さんを抱えてらっしゃるようなお母さんが、ご希望されるのは事務的な感じのお仕事であつたりとかつていうところが多いので、例えば日常的にはリモートではないんだけど、体調崩されたとき等はリモート対応もできますよというような形をしていただけるような職場まだもあるのかなと思っております。全面的にリモートとなりますと、やはり各企業様も社内のコミュニケーションでの課題を感じられるところですので、体調不良等の急な対応であればリモートでできるということでしたらあるかもしれません。リモートワークされるにあたっての環境整備的なものが各お母様方がどうなのかなっていうところもあるのかなと思っております、実際ハローワークの方でも、オンラインでの職業相談を今進めているんですけども、特に子育てされているお母さん方が、お子さん連れでハローワークに来られることは大変なんじゃないんですかっていうことでお声掛けをするんですけども、ご自宅でリモートで仕事をするということに抵抗を示されたりであるとか、逆に外に出ることが気分転換になるとか自身の気持ちの切り替えになるのでって言われる方もいらっしゃるので、なかなかそこは臨機応変な対応ができるような体制が必要なのかなっていうのも感じております。

(農野先生)

ありがとうございます。

北委員、いかがでしょうか。

(北委員)

北です。

愛光会館で就業自立支援センターがあるんですけども、やはり求人、会社とかですね、が少ないっていうのは話がありました。私も活動の中で会社さん、社長さんとかに、仕事があればお願いします、うちの自立センターの登録をお願いしますってお願いをしております、逆にお母さん方にも登録をお願いしているところです。転職相談を含めて働きかけをしておりますけれども、その中でやはり企業さんによっては、もう自分とこで募集するっていう

形があるから、お願いしてもやはりその部分で隔たりがあります。そういうところは少し感じる場所ですね。

今回すごく分かりやすい資料をありがとうございます、具体的にパーセントも出されてる、その中でたとえばこの制度を使うのであれば、サポーターさんを窓口として利用しないといけないっていうことがありますよね。制度の利用窓口について、愛光会館のことは分かるけれども、それ以外になると分からないっていう人がいらっしゃるの、私は地域で相談支援もやっているの、聞かれたらそれを言ってあげるようにしている。農野先生がおっしゃったようにつながりですね、役所であったり、社協であったり、こども食堂であったり、いろいろな資源があるんですけど、その連携、どうつながっていくのか、皆さんが同じようなことをしていることもあるし、今はこどもと親の話なんですけど、たとえば介護の話でも同じようなことがあって、この繋ぐところで課題があって、なかなか意見が出にくいのかになってっていうことを感じました。

(農野部会長)

はい、みなさんありがとうございます。

もっと皆さんのご意見いただきたいんですけれども、もう1つ案件がございます。

そちらの方をご説明していただいて、その後またいろいろご意見をいただきたいと思います。よろしいでしょうか？

そうしましたら、大阪市ひとり親家庭等自立促進計画でございます。事務局さんからお願いいたします。

(熊野係長)

それでは次計画についてご説明させていただきます。

資料3-1をご覧ください。

計画の概要についてです。

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する「自立促進計画」として、同法第11条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定するものでございます。

この国の方針につきましては、今年度中に発出予定と国から聞き及んでいるところでございます。

本市におきましては、平成17年3月に第1期の計画を策定し、5年毎に見直しを行い、これまで4期の計画を策定してまいりました。

事業の実施状況等につきましては、毎年、当部会で報告させていただいており、先ほどのようにご議論いただき、ご意見を頂戴してきたところでございます。

次に次期計画策定のスケジュールについてです。

本日、この後、次期計画の基本方針について説明させていただきまして、委員の皆様方のご意見を賜りたいと考えております。

本日以降ですが、事務局の方で計画の素案を作成、11月14日の第2回の部会でお示しさせていただきます、ご検討いただきたいと思いますと考えております。

ご検討いただきました素案につきましては、同月に予定しております、こども・子育て支援会議に報告することとしておりまして、この報告は事務局からさせていただきます。

12月から1月にかけて、パブリックコメントを実施、2月10日の第3回目の部会でパブリックコメントの結果を報告させていただくとともに、パブリックコメントの結果等を踏まえて修正した内容をご確認していただき、計画案を固めてまいりたいと考えております。

皆様方には例年よりもご負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、資料3-2をご覧ください。

こちらには計画策定の趣旨や計画の位置づけ、基本方針について記載させていただいておりまして、内容は現計画のものを踏襲しております。

1ページをご覧ください。

計画策定の趣旨、計画の位置づけにつきましては、先ほどよりご説明させていただいたとおりでございまして、これからも、きめ細やかな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的な支援施策を切れ目なく推進するため、今の計画を見直し、今後の方向性を示すために新たな計画を策定してまいりたいと考えておりまして、他の関連計画とも連携を図ってまいります。

2ページをご覧ください。

計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画の指標・目標についてですが、目標については、本日報告させていただきました「母子家庭のうち正社員・正規職員の割合」は引き続き目標とさせていただきます、「養育費の受領」にかかる目標についても策定していく必要性を感じているところでございます。

指標については、現在、就業自立センター等における就職率、児童扶養手当受給者における養育費の受領率、ひとり親家庭サポーターへの相談件数の3つの指標があり、これらは毎年、測ることができるものとして設定させていただいております。

これら以外にも何か指標や目標としてふさわしいものがあるのかどうかについても、皆様からのご意見をいただければと思います。

次に計画の基本方針についてです。

1の基本理念ですが、本市ではひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の1つであるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができるとともに、こどもたちがすくすくと健やかに育つことができるような街づくりをめざしたいと考えております。

2の基本的な視点としまして、4つの視点を掲げております。

1つめは自立を支援する視点、2つめはこどもの視点、3つめは人権尊重の視点、4つめは総合性の視点ということで、現計画にも掲げているこの4つの視点を引き続き基本的な視点として、次期計画にも掲載させていただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。

基本施策の体系についてです。こちらも現計画と同様、5つの柱を引き継いでまいりたいと考えておりまして、1つめが就業支援、2つめが子育て・生活支援、3つめが養育費確保に向けての支援、4つめが経済的支援、5つめがサポート体制の充実ということで掲載させていただいております。

なお、国の方では、1～4までの4つの柱になっておりまして、本市の計画では、それにサポート体制の充実を加えて5つの柱としているところです。

内容についてですが、3つめの柱である養育費の確保にむけての支援のところで、「養育費確保の取組みの強化」を新たに位置づけましたこと、5つめの柱であるサポート体制の充実のところで、「制度の利用促進のための広報周知の充実に取り組む」旨を、新たに位置づけております。

こちらにつきましても、先ほどの目標、指標と合わせてご意見等いただけましたらと思います。

説明は以上でございます。

農野先生、よろしくお願いいたします。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。

今後ですね、日程調整いただきましたけれども、11月と2月に部会を開催しまして、次期計画にかかる議論を進めていく予定なんですけれども、それぞれの骨子の中身をもっと豊かにしていくという内容です。

(藤井委員)

よろしいでしょうか。

(農野部会長)

はい、それでは、藤井委員、よろしくお願いいたします。

(藤井委員)

藤井でございます。

計画策定の趣旨の中に書かれていますように、非正規雇用のこと、それから物価高騰による実質賃金の低下ということでひとり親家庭の経済状況が一気に苦しくなってきたというふうに実感しておりますし、先ほどの実態調査の結果を見ましても、やはり大変深刻な状況だなという風に感じております。先ほどの話の続きにはなるんですけれども、就労状況を見ましても非正規雇用がやっぱり多くて正規職員として働いている方が40%程度にとどまるということで、ほとんどの方が正規雇用、あるいは最近広がっているのは請負とかですね、個人事業主、フリーランスとか、そういった雇用によらない形式で働いている方が増加して

いるということだと思います。ウーバーイーツであるとか、プラットフォームビジネスとかですね、そういった新しい働き方をしている人が増えていきますし、もし家庭で働いている方は家庭と両立させるために、長時間労働することができないですから、こういう自由な働き方を求めていくことが最近増えているんじゃないかという風に思います。

そうすると、こういう方は賃金保障されていない分、収入が低くなる恐れがあって、どんどん収入の格差も広がっていくという風になっています。今後、非常にひとり親家庭の方の収入の確保というのは重要になってくるんじゃないかなと思うんです。

また求人の数が減っているという気になるデータもあって、これはどうしてなのかなというふうに同じですけども、これは単純にその求人が少ないからなのか、マッチングがうまくいっていないからなのか。企業にももう少し情報の提供等いただいて、母子家庭の方あるいは父子家庭の方もですけども、こちらにも働きかけをぜひしていただき、そこが難しいのであれば求人の減少について分析していただければという風に思います。

またすごく気になったのが、事業実施評価の 8 ページのところですけども、ひとり親家庭になる前と後での仕事の変化を見る限り、やっぱり母子家庭の方は家庭との両立を図るためにどうしても転職であるとかあるいは無職になってしまうとか、そういった形で変化する人が多いんですけどけれども、その一方でですね、13 ページ 14 ページのところ、ひとり親家庭になったときに困ったことで、こどもが病気になったときに自分で対応する人が増えていて、誰かに看護を頼む人が減っているということ为先ほど紹介していただいたんですけども、周りにいる人に頼らずに自分で何とかしようとしてしまう、あるいはこどもが 1 人であることを我慢してもらうというような人も 25%程度いるとで、仕事を制限して対応する人が増えていて、これも低賃金になってしまう 1 つの要因になっているかと思います。

あと 15 ページの上の表のひとり親家庭日常生活支援事業の派遣家庭件数が令和 5 年度では 266 件です。前年度の令和 4 年度から 50 件ぐらい減ってしまっているんですけども、マッチングがうまくいかなかったのか、マッチングだけの問題ではないと思うんですけども、病気になったときに、ここに頼れない理由は何かあるのかすごく気になったところです。病児保育を利用するという回答もすごく少ないですし、ここを利用せずに、自分が仕事を休むかあるいはこども 1 人にさせるという風に言っている家庭が多いのは、もう少し改善の余地があるのではないかなと思ったところです。

(農野部会長)

ありがとうございます。

(枝村氏)

すみません。

(農野部会長)

はい、お願いします。

(枝村氏)

2つ気になったことがあります。実態調査13ページのところで、黒枠で囲まれている以外のところで、自分が精神的に不安定になったが母子家庭で39%、こどもが精神的に不安定になった20.9%と、これは非常に重要なことで、離婚直後あるいは離婚前から精神的に不安定になっておられる方がいて、いろんなところへアクセスして相談もされているので、私ところだけが相談を受けてるわけではないんですが、ここも黒枠にしてね、注目しないといけないところじゃないかと思います。

もう1つ、この自立促進計画の計画策定の趣旨とか基本理念が前回の4期計画と文言がよく似ていて、やはり5年経ったんだからもう少し考えようよっていう感じがあります。

というのは、もう1つ新しい状況として共同親権の問題が出てきていますし、2年後には大阪市も対応しなければいけない。そうすると、計画の5年というスパンを考えたら、次期計画を策定して2年というところで共同親権の問題が発生して親子交流とか、親権の問題とか、いろんな制度を整えていかなきゃいけないんじゃないと思うんです。だから、その視点をどこかに入れとかなないと良くないんじゃないかっていう風に思っています。

こどもの貧困の法案も6月に可決されましたし、あと気になるところはやはり障害年金を受けておられる方とか、精神の不安定になってる方とかも含めて、障害福祉っていう観点もこの基本理念のところに導入しないといけないんじゃないかと思っています。

それが抜け落ちてるから先ほどの精神的に不安定という数値が高いにもかかわらず、それをクローズアップできていない、重要項目であるという認識や少ないんじゃないかなと思います。以上です。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。

今日の会議では実態調査そして実績の議論にウェイトがかかってしまいました。

けれども次回計画を立てるにあたって、この基本理念が従前のもので良いのかというご意見だったんですけれども、今度11月にですね、素案を作成することになるわけですけども、それまでに今回のこういう実態を踏まえて基本理念から見直していくことが大切だと思います。

(安田氏)

すみません。

(農野部会長)

はい、どうぞ。

(安田氏)

このスケジュールですね、12月の末から1月にパブリックコメント、一般的に意見を募集するということです。

12月、1月というのは、ひとり親家庭が忙しいと思いますので、いろんな人の意見、特に当事者の意見をどないして聞かということが大切ではないかなというふうに思うんですね。

委員の方の意見も大切ですし、当事者の意見も大切ですから、実態調査の回答でもwebの回答も多いということですから、大阪市のホームページは非常に見にくいところがあるんで、要するに、分かりやすい形でホームページにパブリックコメントを求めているという風に分かりやすい文章で当事者の方に何か呼びかける工夫もできたらやってほしいなというのが1つ。

もう1つは全然関係ない話で申し訳ないんですが、来年、万博が大阪市内で開催されます。ひとり親自立促進計画の基本理念のところで、こどもの視点ということで、こどもにいろんな経験をさせることが大切ですから、ひとり親家庭を無料で招待するというのを、市長に進言してほしいと思うんです。何も補助金を出せということではなくて、入園料を無料にして招待することで、より経済が活性化するという側面もあることですから、検討いただきたいと思います。

(農野部会長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか？

(松村こども青少年局子育て支援部長)

よろしいでしょうか。

(農野部会長)

はい、お願いします。

(松村こども青少年局子育て支援部長)

ただ今ご意見いただきました万博の関係ですけれども、大阪府も大阪市もこどもを招待することを決めていますので、ひとり親家庭のこどもをさらに追加するところまでは必要ないのではないかと考えております。

(農野部会長)

はい。

色んな観点からご検討いただいたと思うんですけども、素案作成の段階で、委員の皆様方の意見をメールか何かで送らせていただくことは可能ですか。

(熊野係長)

可能です。

(農野部会長)

今日ご発言いただけなかった委員の皆様方、もしこういうところが必要だとかございましたら、ぜひ事務局にお伝えいただければと思います。

なかなかすべての施策についてとなると難しいところがあるかと思うんですけども、たとえばちょっと気になったのは15ページの市営住宅優先入居状況、こちらは募集戸数と当選個数が横ばいです。ひとり親家庭の方が離婚し、別の場所に移り住むというときに、どうしてもマンションになってしまう。そうなってくるとどうしてもコミュニティが作りにくいじゃないですか。だから住居の確保であるとか、近所からとやかく言われるのもどうかなという気はするんですけども、良いコミュニティをつくる、こういう点を一番大事に盛り込んでいただきたいと思います。もうほとんど時間がございせんが、いかがでしょうか。

(栞野委員)

すみません。

(農野部会長)

はい、お願いします。

(栞野委員)

私ども民生委員は直接、事業に関わることは少ないんですけど、一番身近な役割でないといかんと思うんです。接点を作ろうと思ったときに、1番接点をつくることのできる組織だと思ってます。

今回の議論等については、市の民事協に持って帰り、ひとり親に対して、こういう場合はどういう形でどこへ繋いでいったらいいか、民生委員の仕事っていうのは繋いでいって、より良い行政に繋いでいくという仕事ですので、再度、その辺りを鮮明にしながら、皆さんのお知恵をいただいて、少しでもこの問題にお役に立つような活動をしていきたいと考えております。

何かご意見がありましたら、私どもの方でも結構です、役所の方も来てくれますんで、いろいろご助言いただきたけたら非常にありがたいです。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。

民生委員制度は、大正時代に岡山県で誕生した済世顧問制度を始まりとして、大阪府で方面委員制度が発足、全国へ普及していったという歴史を持っておられます。ひとり親家庭で

の貧困というのは、由々しい事態だと思っております。

遠藤委員、いかがですか？

(遠藤委員)

事業実施評価の取りまとめ、ありがとうございました。25 ページの一番下に就業形態毎の所得の平均値の記載がありますけれど、正規定期職員は平均 211 万円だけれど、パート・アルバイトは平均 90.6 万円ということで、非常に所得の差があるってところが非常に気になります。物価の高騰もあり、ひとり親家庭の現状はすごく厳しいですね、それでいくと 8 ページの末子の年齢別現在の就業形態の 0 歳から 2 歳のところ、パート・アルバイト・臨時職員が 34.1%とあって、病気であるとか色々なことがこどもにあるときに働けない状況にあるって大変さがあるって、何か繋げられないのかなという風にも思っているところです。皆さんもおっしゃっておられましたけれども、10 ページの資格のところ、大阪市の高等職業訓練促進給付金の対象資格になっているものがありますが、これに加えてですね、そういった資格取得に向けて繋げられるものはないのかとか、いろんなところで繋げられる支援を増やしていくことも必要ではないかと感じております。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。

もうそろそろ時間が迫っております。

まだまだご意見があらうかと思いますが、ぜひ事務局さんにメールなどでご意見いただければと思います。

そうしましたら、事務局さんにお返ししますので、よろしくお願いします。

(久山こども青少年局子育て支援部こども家庭課長)

はい、今後のスケジュールでございますが、次回、第 2 回目は 11 月 14 日、木曜日 10 時から 12 時、また、3 回目は 2 月 10 日、月曜日 10 時から 12 時ということで、どうぞよろしくお願いします。

本日は大変貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。

次回の素案作成に向けまして、ご意見をいただけるような仕組みをまた考えまして、メールでご連絡させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

本年度は例年より開催数が多く、ご負担をおかけしますがどうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

(農野部会長)

はい、たくさんのご意見ありがとうございました。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

農野部会長、誠にありがとうございました。

それではこれもちまして、令和 6 年度第 1 回子供子育て支援会議 1 人親家庭等自立支援部会を閉会いたします。

ご出席の皆様方、誠にありがとうございました。

web でご出席されている方につきましては、退室ボタン押していただきまして、ご退室をお願いいたします。

どうもありがとうございました。